



資料 6

17 消安第 7529 号

平成17年10月24日

農林物資規格調査会

会長 沖谷 明紘 殿

農林水産大臣 岩永 峯



日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止について（諮問）

下記のとおり、日本農林規格又は品質表示基準の制定、改正又は廃止を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条の2及び第19条の8第5項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

- 1 畳表の日本農林規格（昭和48年1月12日農林省告示第15号）の改正
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格（昭和60年4月20日農林水産省告示第531号）の改正
- 3 果糖品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1646号）の廃止
- 4 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1653号）の改正
- ⑤ しいたけ品質表示基準の制定

しいたけ品質表示基準の制定について

平成18年3月24日

農 林 水 産 省

1 趣旨

一般消費者の選択に資するため、JAS法第19条の13第2項の規定に基づき「しいたけ」に「栽培方法」の表示を義務づけることを旨とした、しいたけ品質表示基準を定める。

2 内容

生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）により定められた「名称」及び「原産地」の表示に加えて、栽培方法の表示を義務づける。

なお、「乾しいたけ」は、乾しいたけ品質表示基準（平成12年12月19日農林水産省告示第1633号）により「栽培方法」の表示が義務づけられている。

しいたけ品質表示基準（案）

（適用の範囲）

第1条 この基準は、生鮮食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第514号）の別表に掲げる農産物の（4）野菜のきのこ類のうち、しいたけに適用する。

（定義）

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
しいたけ	しいたけ菌の子実体で全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切りしたものをいう。
原木栽培	クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける栽培方法をいう。
菌床栽培	おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける栽培方法をいう。

（表示事項）

第3条 しいたけの品質に関し、販売業者が表示すべき事項は、生鮮食品品質表示基準第3条に掲げるもののほか、栽培方法とする。

（表示の方法）

第4条 前条に掲げる事項の表示に際しては、販売業者は、生鮮食品品質表示基準第4条に規定するもののほか、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 原木栽培

「原木」と記載すること。

(2) 菌床栽培

「菌床」と記載すること。

(3) (1)と(2)を混合したもの

重量の割合の多いものから順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と記載すること。

（表示禁止事項）

第5条 生鮮食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、第3条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語は、表示してはならない。

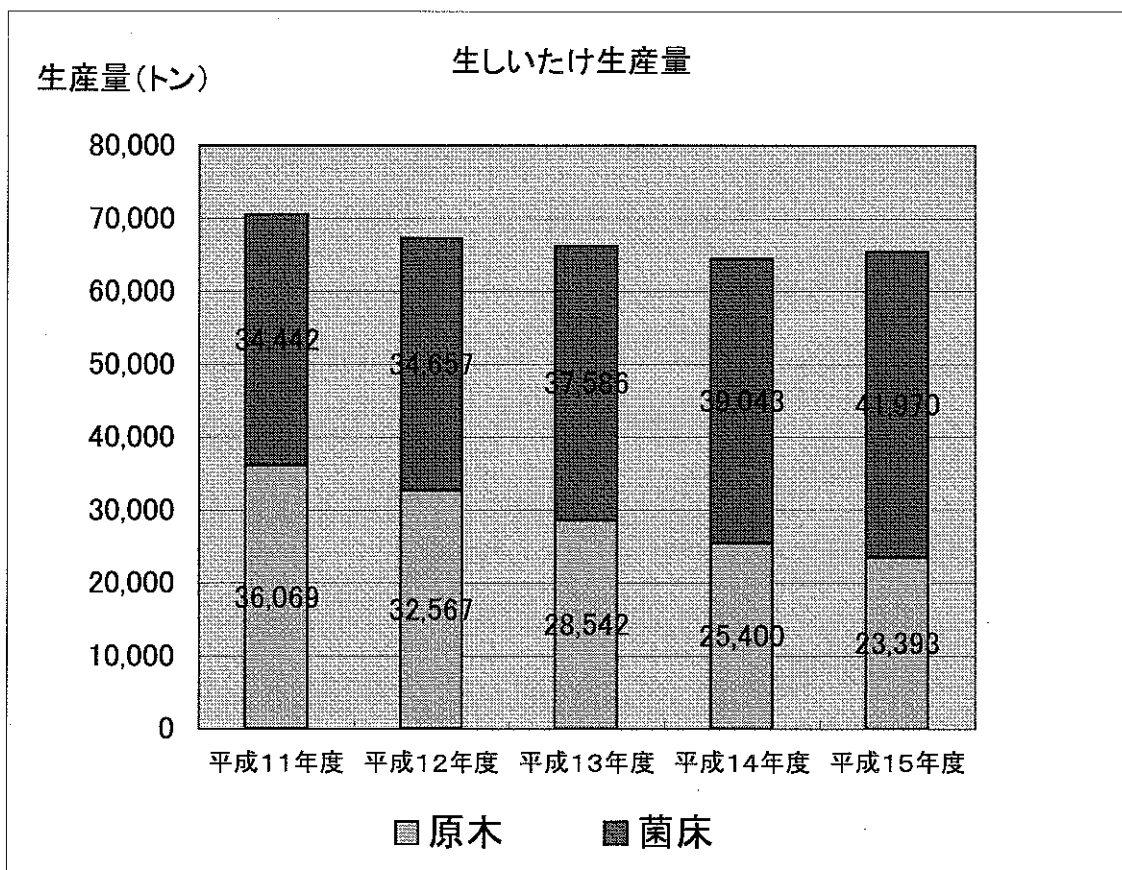
(参考)

生しいたけ、乾しいたけの生産量、輸出入量

単位:トン

区分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
生しいたけ					
生産量	70,511	67,224	66,128	64,442	65,363
うち原木	36,069	32,567	28,542	25,400	23,393
うち菌床	34,442	34,657	37,586	39,043	41,970
輸入量	31,628	42,057	36,301	28,148	24,896
乾しいたけ					
生産量	5,582	5,236	4,964	4,449	4,108
輸入量	9,146	9,144	9,253	8,633	9,137
輸出量	156	115	151	118	79

林野統計等より



生しいたけ品質表示実態調査結果(抄)

1. 実施時期

平成17年8月16日～9月9日

2. 調査対象

生しいたけ

3. 調査項目

(1) 表示項目

生鮮食品品質表示基準に規定する「表示事項」、「表示禁止事項」及び栽培方法の表示の有無と表示がある場合には記載内容の調査

(2) 販売状況

生しいたけの店舗での販売状況の実態調査。

4. 調査件数

表示調査:生しいたけ 29点

販売状況調査:44店舗

5. 調査結果

栽培方法の表示の実態

栽培方法の表示	商品数	割合
原木栽培	16	12.6%
菌床栽培	10	7.9%
表示無し	101	79.5%
計	127	

栽培方法の表示に関する要望

- 生産情報公表農産物ＪＡＳ規格制定時のパブリックコメント提出意見（平成17年２月３日総会資料）
しいたけには菌床栽培と原木栽培があることから、栽培方法を公表情報の項目に加えるべき。（１６３件）
- 国産原木しいたけ生産者の会の要望（平成17年３月28日）
生しいたけの栽培方法の表示を義務付けるよう要望。
- 第23回食品の表示に関する共同会議（平成17年５月25日）資料
（４）その他、生鮮食品の表示に関して寄せられたご意見、ご要望等
しいたけについて、原木栽培、菌床栽培の別を表示すべきでは。（乾しいたけでは義務化されており、整合が取れていない。）
- 食品表示110番受付カード（平成17年７月19日）食料品消費モニターからの提出意見
生しいたけについても、乾しいたけと同様に栽培方法の表示がなされるよう要望。

乾しいたけ品質表示基準

制定 平成12年12月19日農林水産省告示第1633号

改正 平成16年 9月14日農林水産省告示第1707号

(趣旨)

第1条 乾しいたけ（容器に入れ、又は包装されたものに限る。）の品質に関する表示については、加工食品品質表示基準（平成12年3月31日農林水産省告示第513号）に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

(定義)

第2条 この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用 語	定 義
乾しいたけ	しいたけ菌の子実体を乾燥したもので全形のもの、柄を除去したもの又は柄を除去し、若しくは除去しないでかさを薄切りしたものをいう。
どんこ	乾しいたけのうち、かさが7分開きにならないうちに採取したしいたけ菌の子実体を使用したものをいう。
こうしん	乾しいたけのうち、かさが7分開きになってから採取したしいたけ菌の子実体を使用したものをいう。

(一括表示事項)

第3条 乾しいたけの製造業者が一般消費者に直接販売する場合にあっては、加工食品品質表示基準第3条第1項ただし書の規定にかかわらず、その容器又は包装に同項第1号、第3号及び第6号に掲げる事項を一括して表示しなければならない。

(表示の方法)

第4条 名称及び原材料名の表示に際しては、製造業者等（加工食品品質表示基準第3条第1項に規定する製造業者等をいう。以下同じ。）は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

加工食品品質表示基準第4条第1項第1号本文の規定にかかわらず、「乾しいたけ」と記載すること。ただし、薄切りしたものにあっては、名称の次に括弧を付して、「スライス」と記載し、どんこ以外の乾しいたけの混入が重量で30%以下のものにあっては「乾しいたけ（どんこ）」と、こうしん以外の乾しいたけの混入が重量で30%以下のものにあっては「乾しいたけ（こうしん）」と記載することができる。

(2) 原材料名

加工食品品質表示基準第4条第1項第2号（エを除く。）の規定にかかわらず、「しいたけ」と記載すること。ただし、原木栽培（クヌギ、コナラ等の原木に種菌を植え付ける方法をいう。以下同じ。）のものにあっては「原木」と、菌床栽培（おが屑にふすま、ぬか類、水等を混合してブロック状、円筒状等に固めた培地に種菌を植え付ける方法をいう。以下同じ。）のものにあっては「菌床」と、原木栽培及び菌床栽培によるしいたけを混合したものにあっては原材料に占める重量の割合の多いものから順に「原木・菌床」又は「菌床・原木」と、「しいたけ」の文字の次に括弧を付して記載すること。

(表示禁止事項)

第5条 加工食品品質表示基準第6条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項は、これを表示してはならない。

(1) 「名産」の用語

(2) 品評会等で受賞したものであるかのように誤認させる用語及び官公庁が推奨しているかのように誤認させる用語

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成17年10月27日（木）
14時～
場所：農林水産省第2特別会議室
（本館4階）

- 1 開会
- 2 表示・規格課長挨拶
- 3 議題
 - (1) 日本農林規格の見直しについて
 - ア 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の改正
 - イ 畳表の日本農林規格の改正
 - (2) 品質表示基準の見直し等について
 - ア しいたけ品質表示基準の制定
 - イ 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正
 - ウ 果糖品質表示基準の廃止
 - (3) その他
- 4 閉会

配付資料

- 1 農林物資規格調査会部会委員名簿
- 2 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の見直しについて（案）
- 3 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰品質表示基準の改正について（案）
- 4 畳表の日本農林規格の見直しについて（案）
- 5 しいたけ品質表示基準の制定について（案）
- 6 果糖品質表示基準の廃止について（案）
- 7 JAS規格及び品質表示基準の制定・見直しの基準

農林物資規格調査会部会委員名簿

氏 名	役 職 名
○ 栗生 美世	(社)栄養改善普及会理事
○ 石井 胖行	(財)食品産業センター参与
○ 小野 正	全国農業協同組合連合会大消費地販売推進部長
○ 田島 眞	実践女子大学生生活科学部教授
○ 徳永 瑛子	日本主婦連合会副会長
○ 富沢 彦昭	(社)全国中央市場青果卸売協会監事
○ 宮地 邦明	日本チェーンストア協会食品委員会委員
磨井 弘美	熊本県経済農業協同組合連合会 い業市場課長
加藤 信子	関西生活者連合会理事
河道前 伸子	全国消費者協会連合会食品安全対策委員長
川畑 正美	主婦
熊代 聖子	全国生活学校連絡協議会事務局長
小坂 潤子	(社)全国消費生活相談員協会
斉藤 永達	日本スターチ・糖化工業会 技術委員長
佐藤 清光	全日本 I S O 豊振興協議会 会長
下川 賢彦	全国い製品卸商業団体連合会 副会長
土倉 修治	全国い製品卸商業団体連合会 会長
土橋 芳和	(社)日本缶詰協会技術部長
内藤 英代	消費科学連合会 企画委員
長谷川 朝恵	主婦
福井 陸夫	全国食用きのこ種菌協会 技術顧問
堀江 雅子	(財)ベターホーム協会常務理事
増田 勇	全日本豊事業協同組合 理事長
本島 敏朗	全国い生産団体連合会 専務理事

○印：農林物資規格調査会委員

パブリック・コメント等募集結果

(しいたけ品質表示基準の制定案)

1 パブリック・コメント（募集期間：17.11.14～17.12.13）

(1) 受付件数

種菌企業	1 件
公務員	1 件
合計	2 件

(2) 意見・情報

別紙のとおり

2 WTO通報によるコメント（募集期間：18.2.7～3.22）

米国より栽培方法の表示の必要性について質問があり、しいたけの栽培方法は品質に影響があることから表示すべきとの要望があったこと、既に乾しいたけに栽培方法の表示が義務付けられていることから原料であるしいたけへの表示が可能であること等を踏まえ、表示を義務付けることとした旨回答する予定。

【しいたけ品質表示基準】

パブリック・コメントに寄せられた御意見に対する考え方

御意見の概要	当省の考え方
現状では、輸入された菌床で栽培されたしいたけは、国産扱いとなっているが、消費者が正確な情報を得るために菌床の原産地表示も必要ではないか。	しいたけの栽培方法については、品質に影響を及ぼしており、表示すべきとの生産者や消費者の要望があったこと、既に乾しいたけに栽培方法の表示が義務づけられており原料であるしいたけへの表示も可能と考えられることから検討を行ったものです。生産資材の原産地を表示することは、他の農産物でも行われておらず、必要とは考えておりません。 (なお、農産物の原産地は、生産資材の由来にかかわらず、農産物の場合は栽培された都道府県名（輸入品にあっては原産国名）を記載することとしています。)
しいたけの栽培方法の表示義務化に賛成である。 なお、輸入された植菌済原木及び菌床から発生したしいたけが「国産しいたけ」として販売されることも問題と考える。	